

徳島県科学技術大賞 実施要領

1. 目的

徳島県内で科学技術に関する研究開発、理解増進等において顕著な成果を収めた者を顕彰し、科学技術に携わる者全体の意欲の向上を促進することによって、本県の科学技術の発展及び振興を図ることを目的とする。

2. 名称

「徳島県科学技術大賞」とする。

3. 表彰の対象

次に掲げる者に対して表彰を行う。

(1) 若手研究者部門

高度な研究開発能力を有する若手研究者

(2) 創意工夫部門

優れた創意工夫により職域における技術の改善向上に貢献した者

(3) こども科学者部門

豊かな着想による優れた科学的研究に取り組んだ児童・生徒

(4) 科学技術理解増進部門

科学技術の裾野を広げる取組みを実践している者・団体

(5) 科学技術振興部門

その他、科学技術の発展・振興に関し、顕著な功績を挙げた者及び団体

4. 表彰の方法

「とくしま科学技術月間」(10月)において、表彰を行う。

5. 候補者の推薦

次の者が、別に定める様式により、県に対し候補者を推薦する。

(1) 知事部局

(2) 教育委員会

(3) 市町村

(4) 高等教育機関

6. 審査

別に定める審査会により審査を行い、被表彰者を選考する。

7. 被表彰者の決定

審査会の選考をもとに、知事が被表彰者を決定する。

8. 庶務

表彰に関する事務は、政策創造部が行う。

附 則

この要領は、平成27年8月26日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年5月1日から施行する。